

第 4 1 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる別表 1に掲げる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表 2に掲げる「非公開とすべき情報」欄に掲げる各情報（以下これらを「非公開とすべき各情報」という。）を公開した決定は、妥当でないので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開した決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であり、その対象となる行政文書及びこれについての実施機関の処分の内容についてそれぞれ重なる部分があるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 本件審査請求①について

- (1) 令和 3年 3月 9日、公開請求者 Aは、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書及びその他の行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

名古屋市指定管理者資料

1. 本件施設①、本件施設②及び本件施設③
2. 本件施設④、本件施設⑤
3. 本件施設⑥、本件施設⑦

上記各施設の直近 3ヵ年度分

年度事業報告書

年度決算報告書

- (2) 同月19日、実施機関は、本件公開請求①に対して、本件行政文書①から⑱までを特定したが、当該各行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、当該各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

- (3) 同月31日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書①から⑱までについて、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- (4) 同年 4月21日、実施機関は、本件公開請求①に対して、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を公開請求者Aに通知した。
- (5) 同日、実施機関は、本件処分①を行ったこと及び同年 5月12日に公開を実施することを審査請求人に通知した。
- (6) 同年 5月10日、審査請求人は、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分①を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分①について執行停止の申立てを行った。
- (7) 同月11日、審査庁は、本件処分①について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者Aに通知した。

2 本件審査請求②について

- (1) 令和 3年 3月16日、公開請求者Bは、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

本件施設④指定管理者業務

現指定管理者（特定法人）の情報

1. 応募時（平成27年）提案書
2. 年度事業報告書（直近 3年分）

- (2) 同月30日、実施機関は、本件公開請求②に対して、本件行政文書⑦から⑨まで及び⑲を特定したが、当該各行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、当該各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
- (3) 同年 4月 7日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書⑦から⑨まで及び⑲について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- (4) 同月27日、実施機関は、本件公開請求②に対して、一部公開決定（以下

「本件処分②」という。)を行い、その旨を公開請求者Bに通知した。

(5) 同日、実施機関は、本件処分②を行ったこと及び同年5月25日以降に公開を実施することを審査請求人に通知した。

(6) 同年5月17日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分②を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分②について執行停止の申立てを行った。

(7) 同月24日、審査庁は、本件処分②について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者Bに通知した。

3 本件審査請求③について

(1) 令和3年3月26日、公開請求者Cは、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求(以下「本件公開請求③」という。)を行った。

本件施設⑥指定管理者

- ・ 前回提案書(現指定管理者のもの)
- ・ 事業報告(現指定管理期間全てのもの)(令和元年度分まで)

(2) 同年4月9日、実施機関は、本件公開請求③に対して、本件行政文書⑬から⑮まで、⑳及び㉑を特定したが、当該各行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、当該各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

(3) 同月15日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書⑬から⑮まで、⑳及び㉑について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

(4) 同年5月7日、実施機関は、本件公開請求③に対して、一部公開決定(以下「本件処分③」という。)を行い、その旨を公開請求者Cに通知した。

(5) 同日、実施機関は、本件処分③を行ったこと及び同月28日以降に公開を実施することを審査請求人に通知した。

(6) 同月24日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分③を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分③について執行停止の申立てを行った。

(7) 同月27日、審査庁は、本件処分③について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者Cに通知した。

4 本件審査請求④について

(1) 令和3年10月14日、公開請求者Dは、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

下記施設に係る名古屋市プール（温水プール）指定管理者事業計画書
（平成29年度選定）

- ・ 本件施設⑧
- ・ 本件施設⑨
- ・ 本件施設⑩

(2) 同月27日、実施機関は、本件公開請求④に対して、本件行政文書⑳を特定したが、当該行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、当該行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

(3) 同年11月8日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書㉑について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

(4) 同月26日、実施機関は、本件公開請求④に対して、一部公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を公開請求者Dに通知した。

(5) 同日、実施機関は、本件処分④を行ったこと及び同年12月22日以降に公開を実施することを審査請求人に通知した。

(6) 同年12月13日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分④を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分④について執行停止の申立てを行った。

(7) 同月17日、審査庁は、本件処分④について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者Dに通知した。

第4 実施機関の主張

1 公開決定に係る通知書によると、実施機関は、本件行政文書①から㉑まで（以下これらを「本件各行政文書」という。）の一部を公開とした理由とし

て、おおむね次のとおり主張している。

本件各行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所を含むため。

2 また、実施機関は、弁明書において本件各行政文書の一部を公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 行政文書は条例に基づき原則公開であることについて

条例第 7条により、実施機関は、請求された行政文書に同条に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないものである。

(2) 本件各処分で公開とした部分が非公開事由にあたらぬことについて

ア 条例第 7条第 1項第 2号の趣旨について

条例第 7条第 1項第 2号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動については非公開とすることを定めたものである。

なお、「名古屋市情報公開条例の施行について（依命通達）」（平成12年 9月27日付け依命通達13号）において「不利益を与えると認められる」情報とは、次のようなものをいうとしている。

- ・生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの
- ・経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の事業運営に支障をきたすと認められるもの
- ・その他公にすることにより、法人等又は個人事業者の名誉、社会的評価、活動の自由等が損なわれると認められる情報

イ 審査請求人による審査請求の理由について

本件各処分は、指定管理者募集において指定管理者として選定された団体の本件各行政文書の情報を公開しようとするものであるが、本件各行政文書は、上記アに従って公開が前提であるといえる。

審査請求人は、「自社の優位性を主張するため、提案事項、積算及び表現に独自性を持たせている。これらは様々な研究やノウハウを結集させたものである」旨主張するが、本件各行政文書を公開することによる不利益は「他者に開示されることで不利益を被る可能性がある」との主張にとどまり、具体的な損害があるとは認められない。

さらに、「公開により安全性を維持できない」旨主張するが、施設運営に係る防犯等の情報については条例第 7 条第 1 項第 2 号に基づき、事業者のノウハウに関する情報として非公開としているため、この主張は妥当でない。

また、指定管理者事業計画書は「著作物」である旨主張するが、指定管理者事業計画書が行政文書公開に付されることは、募集要項に明示され、かつ、その要項を遵守することを条件に選定されているのであるから、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条の公表権の保護の必要はなく、同法第42条により行政文書公開条例の規定に基づく開示のための利用は認められているのであるから、同主張は妥当ではない。

- (3) 以上のことから、本件各処分は、条例に従い適正に行われたものでありかつ妥当なものである。また、審査請求人の申立てには理由がなく、本件各審査請求はこれを棄却する旨の裁決を求めるものである。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求に係る処分のうち、本件各行政文書を公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 指定管理者公募時期に合わせた、また公募予定施設に限っての本件各行政文書の公開請求は、審査請求人の事業ノウハウを入手することを目的としたものと考えられ、条例第 1 条の趣旨に反したものである。

イ 指定管理者事業計画書は、文書や構成、レイアウトまで含め、審査請求人が長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウである。同様に事業報告書は、その事業計画書を形にした結果であり、審査請求人のノウハウである。これを公にすることにより、審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するものであって、条例第 7 条第 1 項第 2 号の趣旨に反したものである。

ウ 指定管理者事業計画書は、審査請求人の基本理念が創造的に表現されているとともに、経営戦略に基づき考え出された企画内容である。表紙、提案内容、イラストなどで構成された「著作物」（著作権法第 2 条第 1 項第 1 号）にあたるものである。

エ 本件各行政文書を公開請求者に公開することは、指定管理者選定において、誠実な計画によることのない提案書が提示されるなど、正当な競争性が失われ、ひいては市民の利益を損なうこととなるものである。

オ 本件各行政文書を公開することは、独自のノウハウが知られることとなり、安易な模倣提案により、審査請求人更には審査請求人と契約関係にある多くの業者の明らかな不利益が容易に想定できるものである。

カ 指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としているが、本件各行政文書を公開することで、経験データや改善策に基づく誠実な内容ではなく、安易に模倣提案をする申請者が出てくるのが容易に予想される。

これは、公正な選定に支障を及ぼし、ひいては市民サービスの低下、施設の公平・安全な管理の欠如につながるものである。

キ 実施機関は、「著作権法第18条の公表権の保護は必要なく、同法第42条により行政文書公開条例の規定に基づく開示のための利用は認められている」と主張するが、同法第42条の2に「開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる」と開示に利用できる範囲が明示されている。

現在、指定管理者は、選定された後に「提案の概要」を作成しており、市民に向けて提案内容が分かるように、名古屋市ホームページで公開されている。これが、同法第42条の2で規定する限度であると認識しており、独自オリジナルの図表やイラストで視覚化している指定管理者事業計画書は、公開する必要はないものである。

ク 今回の行政文書公開請求では、複数年の指定管理者事業計画書及び年度別の収支計画書が含まれる指定管理者事業計画書が請求されており、今後実施していく事業における執行予定の契約金額や事業内容が推測できる。そのため審査請求人の適正な管理運営が阻害されることとなり、これは名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査請求基準を定める要綱の第74(6)「公開によって得た行政文書を違法又は不当に使用する蓋然性が認められるとき」に該当するものである。

(2) また、審査請求人は、口頭による意見陳述において、本件審査請求④の

理由についておおむね次のとおり主張している。

ア 名古屋市においては、一定の条件を満たすものを除き、行政文書が原則公開である旨理解はしているが、競争原理が働く指定管理者制度において、指定管理者事業計画書の大半が公開されてしまうことは、現指定管理者である審査請求人としては、常に競合他者にアイデアを晒すことになる。

イ 指定管理者事業計画書は、様々なイラストや図を使用しているが、これらの情報も含めて、審査請求人のノウハウであると考えているため、公開されることに違和感がある。

ウ 本件行政文書㉔の記載内容中、地域における連携先の情報については、長年審査請求人が指定管理者として培ってきた関係先であり、容易に知られてしまうのはいかがかと考え、公開に反対するものである。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書のうち実施機関が公開とした部分（以下当該部分から非公開とすべき各情報を除いた部分を「本件情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

(1) 本件施設①から⑩まで（以下これらを「本件各施設」という。）の指定管理者について

本件各施設では、実施機関において平成30年 4月 1日から平成35（令和 5）年 3月31日までを期間とする指定管理者の公募（以下「本件公募」という。）を実施しており、審査請求人は、本件公募において本件各施設の指定管理者として選定され、当該期間の管理運営を行っている。

(2) 本件行政文書⑱、㉑及び㉒（以下これらを「本件各事業計画書」という。）について

本件各事業計画書は、本件公募の際に本件施設④、⑥及び⑧から⑩までの指定管理者募集要項（以下「本件募集要項」という。）に基づき、審査請求人から提出された書類であり、審査請求人が当該各施設の指定管理を受けるべく次期指定期間の事業計画等についてイラストや表等を用いて記載されたものである。

また、本件募集要項においては、「提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。」と記載されていることが認められる。

(3) 本件行政文書①から⑱まで及び㉓（以下これらを「本件各事業報告書」という。）について

本件各事業報告書は、本件公募に係る本件施設①から⑦までの指定管理者仕様書（以下「本件仕様書」という。）に基づき、審査請求人から提出された書類であり、審査請求人が平成28年度から平成31年度までに本件施設①から⑦までの指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等に対する審査請求人の自己評価等が記載されている。

また、本件仕様書においては、「提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとする。」と記載されていることが認められる。

4 著作権法で保障される公表権と情報公開制度の関係

審査請求人は、上記第5の2(1)ウのとおり本件各事業計画書が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物である旨主張していることから、まずは、著作権法で保障されるべき公表権と情報公開制度との関係について検討する。

(1) 著作権法第2条第1項第1号において、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものと定義される。

(2) 著作物がまだ公表されていないもの（著作権者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）である場合、著作権法第18条第1項に規定するとおり、著作者は、当該未公表の著作物について公衆に提供し、又は提示する権利を有するが、これを公表権という。

公表権は、対象が未公表の著作物でありさえすれば生じることから、情報公開制度と公表権の調整の趣旨により、同条第 3 項及び第 4 項は、公表権が無制限に保護されるものではない旨定めている。

(3) 著作権法第18条第 3 項第 3 号は、著作者は未公表である著作物を地方公共団体に提供した場合、開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除き、当該著作物を公衆に提供し、又は提示することに同意したものとみなされる旨定めている。

(4) 本件各事業計画書は、本件募集要項に基づいた一般的な情報を記載したものであるといえるものの、その記載には一定の創作的な表現が見られ、上記第 4 及び 5 の両者の主張によれば、本件各事業計画書が著作物に該当することに争いはない。また、本件各事業計画書自体は他に公表されているものではないことから未公表であり、上記第 3 の 2 から 4 までの (3) のとおり審査請求人が本件各事業計画書の公開に反対する旨主張していることが認められる。そこで、著作権法第18条第 4 項第 5 号による公表権の規定の適用除外の可否について検討する。

5 著作権法第18条第 4 項第 5 号による公表権の規定の適用除外

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第 1 項は、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる旨を規定しているが、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例が併存する場合で、両者が同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、各普通地方公共団体において、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間になんらの矛盾抵抗はないものとされる。

(2) 上記 (1) の考えによると、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「公開法」という。）と条例はいずれも情報公開に関する規程であり、同一の特定事項について同一の目的に出たものであるが、公開法第 2 条において規定する行政機関には普通地方公共団体が含まれておらず、各地方公共団体においては、その地域の実績に応じて情報公開に関する条例を規定しており、それらに基づき運用されているところである。

(3) 著作権法第18条第 4 項第 5 号は、地方公共団体においては、未公表の著作物について著作者が、公開に反対する旨を表明している場合であっても、

公開法第 7条の規定に相当する規定がある場合は、それを公開することができる旨を定めている。同号は、著作権法で保護される公表権が未公表の著作物でありさえすれば生じることから、地方公共団体の保有する情報が対象となる情報公開制度の趣旨が損なわれることを防ぐため、著作権法で規定する公表権と情報公開制度との調整を図る規定である。公開法第 7条の規定に相当するか否かの解釈においては、上記(1) 及び(2) で述べたように、各地方公共団体における情報公開に関する条例の規定が一律ではないことを踏まえる必要がある。

(4) 公開法第 7条は、同法第 5条第 1号の 2を除く各号で規定する不開示事由に該当する情報であった場合でも、公益上の理由による裁量的開示を認めるものである。これは、同法第 5条の判断自体においては、不開示とすることの必要性が認められる場合であっても、個々の事例による特殊な事情によっては、開示することの利益が開示にすることによる利益に優先すると認められる場合があり得ることは否定できないことから、行政機関の長の行政的判断により、不開示情報の性質と開示による公益を比較衡量することで裁量的開示を行う余地を規定しているといえる。

(5) 条例第 8条は、条例第 7条第 1項第 7号を除く各号で規定する非公開情報に該当する情報であった場合でも、公益上の理由による裁量的公開を認めると規定していることから、文言上形式的にみると、公開法第 7条に相当する規定であるといえる。しかし、上記(2) で述べたとおり、情報公開に関する条例は、国の法令と異なる規定となり得ることから、公開法第 7条に相当する規定は、条例第 8条にとどまらず、本件各審査請求に則して、他の条例の条項を含む可能性がある。また、実質的に見ても、条例第 8条は、条例第 7条第 1項の義務的公開の規定により非公開になった場合でも、同項第 7号を除いては、例外的に裁量的公開を認める規定であることから、その適用範囲は極めて制限的に解されており、条例第 8条によってのみ公表権と情報公開制度の調整が図られていると解する必要はない。そこで、以下これについて検討する。

ア 公開法において、法人等の著作物に対する公表権の規定の適用除外を判断する場合には、公開法第 5条第 2号本文に該当するか否かを判断し、同号に該当した場合は、公開法第 7条の適用を検討する。同号は、法人等の情報で公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合には不開示とする旨定めている。

イ 一方、本件各審査請求において、条例第 8条の適用を検討する前提と

しては、条例第 7 条第 1 項第 2 号（以下この項において「本号」という。）本文が基本的な考えとなる。本号は、法人等に関する情報を公開することにより、法人等に「明らかに不利益を与えると認められる」ものについてのみ非公開としている。これは、情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益と公開することによる公益とを実施機関において比較衡量することにより、情報を公開するか否か判断しようとする趣旨であり、公益上の公開の必要性の判断を可能な限り行うことが求められていることから、法人等の情報であっても公開法よりも非公開とする範囲を限定し、公開とする範囲を広くするものである。

ウ そうすると、本号は、個々の事例による特殊な事情により、公開することの利益と非公開にすることによる利益に優先すると認められる場合との比較衡量により、裁量的公開を行う旨定める点において、公開法第 7 条と同趣旨の判断をしていると解することができる。

エ したがって、本号も公開法第 7 条の規定に相当するものと評価することができる。

オ 実質的にみても、本件各事業計画書に係る指定管理者制度については、本市として市民に対して十分に説明責任を果たし、かつ、指定管理者制度を市民のために、将来に向けてより充実したものにすることが求められることから、公開することによる公益が大きいと認められるところ、非公開事由についての基本的な考え方を示した本号によれば、適切に比較衡量を行うことが可能である。

カ さらに、本件各審査請求において、本件各事業計画書が作成される原因となった指定管理者制度は、公の施設を管理することを目的とした公共性が高い事業であり、また、本件各事業計画書に記載されている事業は、当審査会が事務局をして調査したところ、本件公開決定時には既に公知のものとなっているものもあることが認められる。加えて、上記 3 (2) のとおり本件募集要項において、本件各事業計画書が条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記されていることが認められることからすれば、公表権の保護の必要性が大きいとはいえない。

(6) 以上のことを総合的に判断すると、審査請求人の本件各事業計画書は著作物であるという主張、すなわち本件各事業計画書に対して著作権法上で保護される公表権については、情報公開制度の趣旨等に照らすと一定の制約を受けることはやむを得ないものと認められ、本件各事業計画書につき、

条例第 7 条第 1 項第 2 号の判断により情報が公開される場合には、著作権法第 18 条第 4 項第 5 号に該当し、同条第 1 項の公表権の規定の適用は除外されるものと解される。

6 条例第 7 条第 1 項第 2 号の該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、本件情報について検討する。

ア 本件各事業計画書は、審査請求人が本件施設④、⑥及び⑧から⑩までの指定管理者として選定を受けるために提出した書類であり、本件各事業報告書は、審査請求人が本件各施設の指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等に対する審査請求人の自己評価等が記載された書類である。

これらの行政文書に記載された情報は、審査請求人における本件各施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、本件情報は法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

イ 次に、本件情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 条例第 37 条の 2 第 1 項において、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨規定し、また、同条第 2 項において、実施機関は、指定管理者に対し、当該必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない旨規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

(イ) したがって、公の施設の管理に関連する情報である本件情報については、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

ウ 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

(ア) 本件各施設の指定管理者は民間企業等でもあるため、本件情報については、一定の企業ノウハウ等に当たる情報が含まれる可能性があり、

審査請求人が本件情報を企業ノウハウ等であると考え、公開に反対することは、審査請求人の立場からすると理解はできる。しかし、審査請求人は、本件情報を公開すると審査請求人が不利益を被るなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているといわざるを得ない。

(イ) また、本件募集要項及び本件仕様書において本件各行政文書が条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記されており、当該行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、審査請求人は、一定程度は企業ノウハウ等に当たる情報の公開を承認していたのであり、本件情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとはいえない。

エ 本件情報を公開することによる公益について

上記イ (ア) のとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の事業状況について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

オ したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開することによって生ずる事業活動上の不利益が優越するとの事情は認められず、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとはいえない。

カ 以上のことから、本件情報は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

(3) 次に、非公開とすべき各情報について検討する。

ア 非公開とすべき各情報は、審査請求人が本件各施設の指定管理者として選定を受けるために提出した書類に記載された情報であり、これらの情報は、審査請求人における本件各施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、これらの情報は法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

イ 次に非公開とすべき各情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 非公開とすべき情報①は、審査請求人が本件施設④、⑥及び⑧から⑩までの省エネルギー診断を依頼する相手方である法人等に関する情報である。

(イ) 非公開とすべき情報②から⑨まで、⑪及び⑫は、審査請求人の本件施設③から⑤までにおける職員の選任及び配置に関する情報であり、職員の選任に係る情報及び配置する職員の役割が具体的に記載されている。

(ウ) 非公開とすべき情報⑩は、審査請求人が本件施設⑧から⑩までにおける業務遂行時に用いるセルフチェックシート情報であり、審査請求人が当該各施設における金券類の管理並びに情報の保護及び管理する際に確認する点が具体的に記載されている。

(エ) 非公開とすべき情報⑬は、審査請求人の本件施設③を管理運営する上での警備に関する情報が具体的に記載されている。

(オ) 非公開とすべき各情報は、公開することにより、審査請求人との競争上の地位にあるものに審査請求人の本件各施設における管理運営上の弱点や利点に関する情報等の収集を容易にさせることが考えられ、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

(カ) そして、これらの情報を公開することにより生ずる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

ウ したがって、非公開とすべき各情報は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

7 審査請求人は、上記第 5の 2(2) を始めその他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記 4から 6までにおいて述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではなく、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①

年 月 日	内 容
令和 3年 5月 11日	諮問書の受理
令和 4年 3月 8日	弁明書の写しの受理

4月14日	反論意見書の受理
-------	----------

(2) 本件審査請求②

年 月 日	内 容
令和 3年 5月24日	諮問書の受理
6月11日	弁明書の写しの受理
7月13日	反論意見書の受理

(3) 本件審査請求③

年 月 日	内 容
令和 3年 5月27日	諮問書の受理
6月30日	弁明書の写しの受理
8月 5日	反論意見書の受理

(4) 本件審査請求④

年 月 日	内 容
令和 3年12月17日	諮問書の受理
令和 4年 1月26日	弁明書の写しの受理
3月11日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 5年 7月21日 (第62回第 1小委員会)	調査審議
8月18日 (第63回第 1小委員会)	調査審議
同日 (第63回第 1小委員会)	本件審査請求④に係る審査請求人の意見を聴取
9月14日 (第64回第 1小委員会)	調査審議
10月13日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀

別表 1

行政文書の名称
名古屋市稲永スポーツセンター（以下「本件施設①」という。）・港サッカー場（以下「本件施設②」という。）の平成29年度事業報告書（以下「本件行政文書①」という。）
本件施設①及び②の平成30年度事業報告書（以下「本件行政文書②」という。）
本件施設①及び②の平成31年度事業報告書（以下「本件行政文書③」という。）
名古屋市港プール（以下「本件施設③」という。）の平成29年度事業報告書（以下「本件行政文書④」という。）
本件施設③の平成30年度事業報告書（以下「本件行政文書⑤」という。）
本件施設③の平成31年度事業報告書（以下「本件行政文書⑥」という。）
名古屋市露橋スポーツセンター（以下「本件施設④」という。）の平成29年度事業報告書（以下「本件行政文書⑦」という。）
本件施設④の平成30年度事業報告書（以下「本件行政文書⑧」という。）
本件施設④の平成31年度事業報告書（以下「本件行政文書⑨」という。）
名古屋市富田プール（以下「本件施設⑤」という。）の平成29年度事業報告書（以下「本件行政文書⑩」という。）
本件施設⑤の平成30年度事業報告書（以下「本件行政文書⑪」という。）
本件施設⑤の平成31年度事業報告書（以下「本件行政文書⑫」という。）
名古屋市北スポーツセンター（以下「本件施設⑥」という。）の平成29年度事業報告書（以下「本件行政文書⑬」という。）
本件施設⑥の平成30年度事業報告書（以下「本件行政文書⑭」という。）
本件施設⑥の平成31年度事業報告書（以下「本件行政文書⑮」という。）
名古屋市楠プール（以下「本件施設⑦」という。）の平成29年度事業報告書（以下「本件行政文書⑯」という。）
本件施設⑦の平成30年度事業報告書（以下「本件行政文書⑰」という。）
本件施設⑦の平成31年度事業報告書（以下「本件行政文書⑱」という。）
本件施設④の指定管理者が提出した指定管理者事業計画書(平成27年度公募・本件施設④に係るもの)（以下「本件行政文書⑲」という。）
本件施設⑥の平成28年度事業報告書（以下「本件行政文書⑳」という。）

本件施設⑥の指定管理者が提出した指定管理者事業計画書（平成27年度公募・本件施設⑥に係るもの）（以下「本件行政文書⑳」という。）

名古屋市南陽プール（以下「本件施設⑧」という。）・山田西プール（以下「本件施設⑨」という。）・富田北プール（以下「本件施設⑩」という）の指定管理者が提出した指定管理者事業計画書（平成29年度公募・本件施設⑧から⑩までに係るもの）（以下「本件行政文書㉑」という。）

別表 2

非公開とすべき情報が記載された部分		非公開とすべき情報
本件行政文書⑱ 本件行政文書㉑	業務履行体制（団体の体制）	P48 「 3 常に効率性を追求した業務を行います」「(3) 第三者による客観的な診断を取り入れます」中及び図「省エネルギー診断報告書」中に記載された省エネルギー診断の依頼相手方（以下「非公開とすべき情報①」という。）
	メンテナンス	P353 「 2 コストパフォーマンスを意識した運用（具体例）」「(2) 経済産業省の支援事業である省エネルギー診断を活用します」中に記載された非公開とすべき情報①
	環境保持・環境配慮	P387 「(3) 専門家の省エネルギー診断を受けた結果を省エネに反映させます」中に記載された非公開とすべき情報①
本件行政文書㉒	安定的な経営体力（様式③【安全経営】）	P32 「 3 効率性を追求した業務体制の構築」中に記載された非公開とすべき情報①
	メンテナンス（様式⑫【メンテ】）	P230 「 1 ライフサイクルコストを見据えた具体的な取組み」「(1) 省エネルギー診断（経済産業省の支援事業）の活用」中に記載された非公開とすべき情報①
	環境保持・環境配慮（様式⑬【環境】）	P261 「(3) 専門家の省エネルギー診断の受診」中及び図「省エネルギー診断報告書」中に記載された非公開

<p>業務履行体制（様式⑤ 【業務履行体制】）</p>		<p>とすべき情報①</p>
		<p>P48 「 3 スポーツセンター・温水プール・屋外冷水プールの体制」 「(1) 点から面のサービス提供」 中一行目左側30文字目から45文字目までに記載された情報（以下「非公開とすべき情報②」という。）及び三行目左側 2文字目から26文字目までに記載された情報（以下「非公開とすべき情報③」という。）</p>
		<p>P48 図「 「 3 施設セット公募」 施設の体制」 右枠内の図全て（以下「非公開とすべき情報④」という。）</p>
		<p>P48 「 3 スポーツセンター・温水プール・屋外冷水プールの体制」 「(1) 点から面のサービス提供」 図「 「 3施設セット公募」 施設の体制」 右枠内の文中一行目左側25文字目から二行目左側 2文字目までに記載された情報（以下「非公開とすべき情報⑤」という。）及び二行目左側16文字目から32文字目までに記載された情報（以下「非公開とすべき情報⑥」という。）</p>
<p>P48 「 3 スポーツセンター・温水プール・屋外冷水プールの体制」 「(1) 点から面のサービス提供」 ※に記載された情報中記号含め</p>		

		一行目左側28文字目から46文字目までに記載された情報（以下「非公開とすべき情報⑦」という。）
業務履行体制（様式⑤【業務履行体制】）	P49 「(2) 3施設の体制（指揮命令系統）」中一行目左側10文字目から33文字目までに記載された情報（以下「非公開とすべき情報⑧」という。）	
	P49 「(2) 3施設の体制（指揮命令系統）」「3施設の体制」に記載された図全て（以下「非公開とすべき情報⑨」という。）	
自己評価（様式⑯【自己評価】）	P336 「1 施設内でのセルフチェックの実施」「協会独自のチェックシート」に係る図中右側上図及び右側下図（以下これらを「非公開とすべき情報⑩」という。）	
収支計画書 平成30年度、31年度及び32年度 施設名：本件施設⑧（別紙②）	P397、404及び411 「積算根拠」「3 管理運営経費」「(1) 人件費」「施設の管理運営」に係る備考欄中二行目左側 5文字目から四行目左側 6文字目までに記載された情報（以下「非公開とすべき情報⑪」という。）	
収支計画書 平成30年度、31年度、32年度、33年度及び34年度 施設名：本件施設⑨（別紙②） 施設名：本件施設⑩（別	P421、428、435、442、449、459、466、473、480及び487 「積算根拠」「3 管理運営経費」「(1) 人件費」「施設の管理運営」に係る備考欄中二行目左側 5文字	

	紙②)	目から三行目左側10文字目までに記載された情報（以下「非公開とすべき情報⑫」という。）
本件行政文書⑥	名古屋市プール（屋外） 指定管理者自己評価シート 施設名：本件施設③（様式 1）	「 1 事業計画書の各事項の達成度評価」「(1) 事業実施計画」表「様式⑭ 閉場期間」評価の事由中二行目左側18文字目及び三行目左側 7文字目までに記載された情報（以下「非公開とすべき情報⑬」という。）